

研究費の不正使用に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本研究所における研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における研究費とは、愛知県から配分される研究費及びそれ以外の団体又は個人から配分される研究費をいう。

(研究費の不正使用の防止)

第3条 最高管理責任者は、本研究所の構成員が愛知県医療療育総合センター発達障害研究所研究倫理綱領に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、不正防止対策の基本方針を策定しなければならない。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。また、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、機関内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、機関内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、受講状況及び理解度について把握しなければならない。

5 コンプライアンス推進責任者は、機関内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、次の事項を盛り込んだ誓約書の提出を求めなければならない。

(1) 機関の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

6 コンプライアンス推進責任者は、機関内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員と取引業者との間で不正な取引が生じないようにするため、取引業者に対し次の事項を盛り込んだ誓約書の提出を求めなければならない。

(1) 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

7 コンプライアンス推進責任者は、機関内において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

8 コンプライアンス推進責任者は、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底しなければならない。

9 コンプライアンス推進責任者は、機関内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第4条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理・評価し、各要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するものとする。

2 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。

3 公正研究委員会を防止計画推進部署とし、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するものとする。

4 統括管理責任者は、不正防止計画の内容及び実施状況を最高管理責任者に適宜報告しなければならない。

5 最高管理責任者は、不正防止計画の内容及び実施状況を適宜公表するものとする。

（内部監査員）

第5条 研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査員を置く。

2 内部監査員は、統括管理責任者と連携し、不正発生要因の分析に応じた内部監査を実施する。

3 内部監査員は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

4 内部監査員は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

（窓口）

第6条 研究費の不正使用に係る研究所内外からの相談や告発に対応するための窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

（研究費の不正使用に係る告発）

第7条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により統括管理責任者に告発することができる。

2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 統括管理責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容について、遅滞なく最高管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

（職権による調査）

第8条 最高管理責任者は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を公正研究委員長に指示することができる。

（警告等）

第9条 公正研究委員長は、研究費の不正使用が行われようとしているか、又は、研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うとともに、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査）

第10条 公正研究委員長が研究費の不正使用の可能性を認めた場合、公正研究委員会は、相当の期間内に調査委員会による調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

3 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等（被告発者が研究費の執行を

行う上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。)を収集し、調査することができる。

4 調査委員会は、研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するとともに、調査結果を公正研究委員会に報告しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第10条の二 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(審理及び裁定)

第11条 公正研究委員会は、前条の本調査の調査結果をもとに研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の額等について審理し、裁定を行う。

2 公正研究委員会は、裁定に当たっては、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 公正研究委員会は、第1項の裁定の結果を最高管理責任者に勧告する。

4 最高管理責任者は、関係の上司等の意見を聴取した上で、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、執るべき措置を決定する。

(補佐人の同席)

第12条 公正研究委員会及び調査委員会は、第10条及び第11条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果の公表等)

第13条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

2 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第14条 公正研究委員長は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第15条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本研究所の職員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 公正研究委員長は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 最高管理責任者は、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 研究費の不正使用に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第18条 公正研究委員長は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者及び公正研究委員長は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(取引停止処分)

第19条 最高管理責任者は、契約業者が納品の事実を偽り又は架空請求を行った場合は、不正を認定した日から3か月以上18か月以内の期間を定め、取引停止を行うものとする。

2 契約業者が過去の不正取引について自己申告した場合は、前項の期間を短縮することができる。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。